

## 京都市地域の空き家相談員登録等実施要領

平成26年4月11日

平成29年2月13日改正

平成31年2月21日改正

令和3年4月1日改正

令和3年9月6日改正

令和4年4月1日改正

### (目的)

第1条 この要領は、空き家所有者や地域の自治組織等が空き家に関する相談を気軽に行うことができる、身近な相談体制を整備するために設置する「地域の空き家相談員」（以下「相談員」という。）に係る役割、募集、登録及び研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役割等)

第2条 相談員の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 京都市内に存する空き家に関する相談への対応
- (2) 京都市を通じて相談対応することになった物件への対応
- (3) 京都市主催の空き家相談会における相談への対応
- (4) 京都市空き家活用・流通支援専門家派遣事業の専門家
- (5) 京都市地域連携型空き家対策促進事業実施要綱第2条第3号に定めるコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

2 前項各号（第4号を除く。）の活動は、無償で行うものとする。

3 相談員は、本条第1号及び第2号に掲げる相談への対応を行った場合は、その結果について、相談のあった日の翌日までに空き家相談票（様式1）により、京都市に報告するものとする。ただし、特に事情があると認められる場合は、この限りでない。

4 相談員は、本条第5号の活動を行った場合は、その結果について、活動を行った月の翌月の7日までに、地域連携型空き家対策促進事業活動報告書（様式2）により、京都市に報告するものとする。

### (応募要件等)

第3条 相談員の募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の各号いずれにも該当し、かつ事業の趣旨を十分に理解したうえで、積極的に事業に参画する意思を有しなければならない。

(1) 宅地建物取引士であり、宅地建物取引士となってから、次に掲げる業務のうち、いずれかの業務に現に通算して5年以上従事している者であること。

ア 宅地建物取引業における不動産の開発・分譲業務、流通業務及びこれらの業務に伴う企画、調査、研究等の業務

イ 不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

ウ 不動産管理業における不動産の管理業務及び当該業務に伴う企画、調査、研究等の業務

エ その他京都市が適当と認める業務

- (2) 京都市内の事業所に勤務する者であること。
  - (3) 相談員の登録について、勤務する事業所の長の承認を得ていること。
  - (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
  - (5) 京都市の市税を滞納していないこと。
  - (6) 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が前2号いずれの要件も満たしていること。
  - (7) 応募日から起算して過去1年以内に宅地建物取引業法（以下「法」という。）に基づく指示処分及び事務禁止処分並びに登録消除処分を受けていないこと。
  - (8) 応募者が法人の社員等である場合にあっては、当該法人が応募日から起算して過去1年以内に法第65条第1項に基づく指示処分、同条第2項に基づく業務停止処分又は法第66条第1項第9号に基づく免許取消処分を受けていないこと。
- 2 応募者は、京都市が別に定める日までに、次に掲げる書類を京都市へ提出するものとする。

- (1) 京都市地域の空き家相談員応募用紙（様式3）（以下「応募用紙」という。）
- (2) 宅地建物取引士証の写し

（募集の周知）

第4条 募集の周知は、京都市ホームページのほか事業の推進に協力できる不動産関連団体を通じて行うものとする。

（募集定員）

第5条 募集定員については、募集を行う年度ごとに京都市が定めるものとする。

（登録研修）

第6条 研修は、次の課程により実施し、全研修の受講をもって修了とする。

課程	回数
基本研修	1回
実地研修	適宜

- 2 前項で定める課程は、原則1年以内に実施するものとする。
- 3 研修の実施日時、場所及び講師等については、募集する年度ごとに京都市が定めるものとする。

（研修の受講）

第7条 登録を希望する者（以下「名簿登録希望者」という。）は、前条に定める研修を修了しなければならない。

（登録研修の受講決定）

第8条 京都市は、第3条第2項に定める書類の提出を受け、応募者が同条第1項に該当すると認めるときは、速やかに研修の受講資格がある旨及びその実施日時等を応募者へ通知するものとする。

- 2 前項により第3条第1項に該当すると認められた者の数が、第5条に定める募集定員を超える場合にあっては、当該募集定員を限度に選考を行うものとする。ただし、京都市が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により選考された者には、本条第1項に定める研修の受講資格がある旨及びその実施日時等を通知し、選考されなかった者には、その旨を通知するものとする。

4 受講決定後、応募者が第3条第1項に定める応募要件に該当しなくなった場合にあつては、受講決定は決定時に遡ってその効力を失うものとする。

(名簿の作成等)

第9条 京都市は、研修を修了した者について、次に掲げる事項を記載した名簿（以下「相談員名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

- (1) 名簿登録番号及び登録日
- (2) 氏名
- (3) 宅地建物取引士登録番号及び登録年月日
- (4) 宅地建物取引士資格以外の不動産関連資格等
- (5) 事業参画理由
- (6) 自己PR
- (7) 勤務する事業所の名称、勤務地、連絡先及びホームページアドレス
- (8) 勤務する事業所に係る宅地建物取引業免許番号
- (9) 所属不動産関連団体

2 名簿登録希望者は、研修修了後、京都市が定める日までに、京都市地域の空き家相談員名簿登録申請書（様式4）（以下「名簿登録申請書」という。）を京都市へ提出するものとする。

(登録)

第10条 京都市は、名簿登録申請書の提出を受け、名簿登録希望者が第3条に該当し、適切に研修を修了したと認めるときは、その旨を京都市地域の空き家相談員登録（登録基準不適合）通知書（様式5）（以下「登録（登録基準不適合）通知書」という。）により、名簿登録希望者に通知のうえ、相談員名簿に登録する。

2 前項の登録は、研修を修了した翌年度の4月1日に行う。

3 京都市は、名簿登録申請書の提出を受け、名簿登録希望者が第3条に該当しない、又は適切に研修を修了していないと認めるときは、その旨を登録（登録基準不適合）通知書により、名簿登録希望者に通知するものとする。

4 相談員名簿に登録された者（以下「名簿登録者」という。）は、相談員名簿に記載した内容に変更が生じたときは、京都市地域の空き家相談員名簿登録変更申請書（様式6）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を変更するものとする。

5 名簿登録者は、相談員名簿への登録を抹消したいときは、京都市地域の空き家相談員名簿登録抹消申請書（様式7）を京都市へ提出し、京都市は、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消するものとする。

(相談員証の交付)

第11条 京都市は、名簿登録者に、京都市地域の空き家相談員証（様式8）を交付するものとする。

2 相談員証の有効期限は、前条第2項の登録日から登録日の翌年度の末日とする。

(登録の更新)

第12条 相談員の登録の更新を希望する者は、市が定める研修（以下「登録更新研修」という。）を受けなければならない。

- 2 名簿登録者の当該名簿への登録期間は、登録日から登録日の翌年度の末日とする。ただし、初回登録者の登録期間は、登録日から最初の登録更新研修が開催される年度の末日とする。
- 3 登録更新研修を受講した者は、登録期間を2年間延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 4 登録更新研修は、原則2年毎に1回開催するものとし、研修の実施日時、場所、講師等については、京都市が定めるものとする。
- 5 登録更新研修の実施がない年度にあつては、スキルアップのための研修を開催するものとし、研修の実施日時、場所、講師等については、京都市が定めるものとする。

(登録の取消)

- 第13条 京都市は、名簿登録者が相談員名簿への登録にふさわしくない行為をしたと認めるときは、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。
- 2 京都市は、名簿登録者又は当該名簿登録者が法人の社員等である場合にあってはその法人が、相談員名簿への登録にふさわしくない行為をしたと認めるときは、当該名簿から当該名簿登録者に係る事項を抹消することができる。

(名簿の公開等)

- 第14条 京都市は、相談員名簿を京都市ホームページ等適当な方法により公開するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第15条 相談員は、事業の実施により取得した個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(補則)

- 第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、京都市都市計画局住宅室住宅政策課空き家対策担当課長が定める。

附 則

(経過措置等)

- 1 平成25年度に実施した研修を受講した地域連携型空き家対策促進事業コーディネーター名簿登録者については、登録基準を満たすものとみなし、相談員に登録する。
- 2 この要領は、施行日から実施する。

空き家相談票

1 相談員

相談員氏名		相談員登録番号	
相談日	年 月 日	相談受付番号	

2 相談者

相談者名		相談受付方法	電話・来訪 その他 ( )
相談者の住所 及び電話番号	〒 - TEL: ( ) -		

3 空き家物件

物件の所在地	〒 - 区				
構造等	木造・非木造・一戸建て・長屋建て・共同住宅	階数	地上 階・地下 階		
物件の主要用途		築後年数	年	空き家年数	年
物件の所有者					
土地の所有者	物件の所有者と同じ・異なる 異なる場合 ( )				
所有者と相談者との関係					

4 相談

○相談の要旨

--

○相談への対応

--

○今後の意向確認

<p>(1) <input type="checkbox"/> 引き続きの相談を希望 ⇒ 相談員からの連絡 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 可</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 特段の希望なし</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> 今後の連絡は不要</p>
---

※ 2回目以降の相談継続案件の場合、上記2・3の記述については省略できる。

【備考】この相談票は、相談を受けた翌日までに提出してください。

様式2（第2条関係）

京都市地域連携型空き家対策促進事業活動報告書

提出日 年 月 日

以下のとおり、コーディネーターとして活動しましたので、御報告いたします。

相談員氏名	相談員登録番号
報告年月	年 月
活動日	活動内容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

【備考】 この報告書は、活動を行った月の翌月の7日までに、提出してください。

様式3（第3条関係）

京都市地域の空き家相談員応募用紙

年 月 日

（あて先）京都市長

応募者	（ふりがな） 氏 名	-----
	不動産関連業務 従事履歴	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士であり，宅地建物取引士となってから不動産関連業務 <sup>注1</sup> に現に通算して5年以上従事 <sup>注2</sup> しています。 <input type="checkbox"/> 上記従事履歴には該当しません。
	連絡先	(TEL) _____ (FAX) _____ (メール) _____
勤務する 事業所	名 称	支店名や営業所名まで記入してください。
	勤 務 地	〒 _____
確認事項	<p>私は，次の事項に該当することを誓約します。</p> <input type="checkbox"/> 事業参画 <sup>注3</sup> について，勤務する事業所の長 <sup>注4</sup> の承認を得ていること。 <input type="checkbox"/> 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が暴力団員等 <sup>注5</sup> でないこと。 <input type="checkbox"/> 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が京都市の市税を滞納していないこと。 <input type="checkbox"/> 応募者自身及び当該応募者を社員とする法人が，応募日から起算して過去1年以内に宅地建物取引業法に基づく監督処分を受けていないこと。	
所属不動産 関連団体	<p>応募者又は当該応募者を社員とする法人が所属する団体等を選択してください。            複数の団体等に所属する場合は，そのすべてを選択してください。</p> <input type="checkbox"/> 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 全日本不動産協会京都府本部 <input type="checkbox"/> 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部 <input type="checkbox"/> 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会 <input type="checkbox"/> その他不動産関連団体（ _____ ） <input type="checkbox"/> 団体等への所属なし	

注1 不動産関連業務とは，次のいずれかの業務をいいます。

- ・宅地建物取引業における不動産の開発・分譲業務，流通業務及びこれらの業務に伴う企画，調査，研究等の業務
- ・不動産賃貸業における不動産の賃貸業務及び当該業務に伴う企画，調査，研究等の業務
- ・不動産管理業における不動産の管理業務及び当該業務に伴う企画，調査，研究等の業務
- ・その他京都市が適当と認める業務

注2 応募時点で不動産関連業務に従事している必要があります。

注3 事業参画とは，本件応募及び京都市地域連携型空き家対策促進事業実施地区への参画をいいます。

注4 勤務する事業所の長とは，支店長や営業所長など応募者が勤務する職場の所属長をいいます。

注5 暴力団員等とは，京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいいます。

※ 該当する□にはレ印を記入してください。

【備考】この応募用紙に記載された内容については，所属不動産関連団体にお知らせすることがあります。

様式4 (第9条関係)

京都市地域の空き家相談員名簿登録申請書

年 月 日

(あて先) 京都市長

申請者	ふりがな 氏名	-----		
	宅地建物 取引士資格	登録番号		
		登録年月日		
	その他 不動産関連資格等			
事業参画 理由				
自己PR				
勤務する 事業所	名称	支店名や営業所名まで記入してください。		
	勤務地	〒 ー		
	TEL		FAX	
	ホームページ			
	宅地建物取引業 免許番号	免許を受けている場合のみ記入してください。		
所属不動産 関連団体	<p>申請者又は当該申請者を雇用する事業主が所属する団体等を選択してください。 複数の団体等に所属する場合は、そのすべてを選択してください。</p> <p> <input type="checkbox"/> 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会  <input type="checkbox"/> 公益社団法人 全日本不動産協会京都府本部  <input type="checkbox"/> 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部  <input type="checkbox"/> 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会  <input type="checkbox"/> その他不動産関連団体 ( )  <input type="checkbox"/> 団体等への所属なし                 </p>			

※ 該当する□にはレ印を記入してください。

【備考】 この申請書に記載された内容については、「京都市地域の空き家相談員」に登録された場合、京都市ホームページに掲載します。



様式5（第10条関係）

京都市地域の空き家相談員登録（登録基準不適合）通知書

第 号  
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった京都市地域の空き家相談員名簿への登録について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第1項に基づき、登録します。

- 1 申請者氏名
- 2 登録番号
- 3 登録年月日

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第3項に基づき、登録基準に適合しないと認めました。

- 1 申請者氏名
- 2 登録基準不適合の理由

※ 該当する□にはレ印がしてあります。

様式6（第10条関係）

京都市地域の空き家相談員名簿登録変更申請書

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者 氏名

京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第4項に基づき、以下のとおり、京都市地域の空き家相談員名簿に記載した内容の変更を申請します。

記 載 事 項 （ 変 更 前 ）	
記 載 事 項 （ 変 更 後 ）	

様式7（第10条関係）

京都市地域の空き家相談員名簿登録抹消申請書

年 月 日

（あて先）京都市長

申請者 氏名


京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第5項に基づき、京都市地域の空き家相談員名簿の登録の抹消を申請します。

1 登録番号

2 登録年月日

3 抹消しようとする理由

様式8(第11条関係)

 <p>写真</p>	<p>号</p> <p>京都市地域の空き家相談員証</p> <p>(氏 名)</p>
<p>上記の者は、京都市地域の空き家相談員であることを証明します。</p> <p>登録期間：           年 4月 1日から</p> <p>                          年 3月31日まで</p>	
<p>京都市長     印</p>	

様式8(裏面)

1 京都市地域の空き家相談員として活動する際は、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

2 この証票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

4 この証票は、登録期間が満了したときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

連絡先：京都市都市計画局 住宅室住宅政策課 075-222-3667